

【法人手続のデジタル化・自動化】

法人設立ワンストップサービスの利用促進等について

法務省民事局

法人設立ワンストップサービスの利用促進 (商業登記電子証明書の普及促進に向けた方策について)

現状の内容・課題

課題1 商業登記電子証明書の取得方法

- ① 発行請求等には、**印鑑カードの提示・送付が必要であり、利用者にとって負担**
- ② 証明期間中に登記事項に変更が生じると、**電子証明書は無効となり、再発行は不可**
- ③ 発行請求等は、申請書を**登記所に持参する方法又は郵送する方法に限定**されている

課題2 使用に必要な事務処理の簡素化

登記官の電子証明書は1年ごとに更新され、その都度、利用者がパソコンにインストールし直す必要があった

課題への対応

課題1への対応

商業登記規則の改正により以下のとおり対応

- ① 発行請求等の際の**印鑑カードの提示・送付の不要化** (令和2年3月9日から実施)
- ② **電子証明書の再発行の請求制度を創設**
(証明期間中に登記事項に変更があった場合でも、一定の条件を満たす場合は、残りの証明期間において変更後の登記事項を証明事項とする電子証明書を発行可能とする)
(令和2年3月9日から実施)
- ③ 電子証明書の**オンライン請求制度を創設**
(令和3年2月実施予定)

課題2への対応

登記官の電子証明書の**更新頻度を長くする(1年→3年)**ことで、利用者によるインストールの手間の最小化を図る
(令和元年11月29日運用変更)

テレビ電話等による定款認証の利用促進策

未来投資戦略2018

「株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、本年度中にテレビ電話等による定款認証を可能」

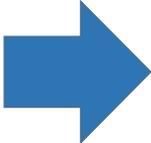
H31.3 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令改正

- ・ テレビ電話等による定款認証導入
- ・ 完全オンラインの手続実現のための改正であることに鑑み、添付書類のオンライン提出がテレビ電話等の利用条件

課題

- ・ 個人の電子署名利用が普及途上のため添付書類のオンライン提出が困難
→ テレビ電話等の利用が低調

対応策

- 
- ・ **本年夏を目途に、省令を改正してテレビ電話等を利用可能な対象事件を拡大**
 - ・ 添付書類がオンライン提出されている場合に加え、添付書類の原本及び印鑑証明書があらかじめ郵送されている場合にも、テレビ電話等の利用を可能にする